

中世イギリスの非訟事件記録

——15世紀初期リキル家の継承財産設定の場合 (3)

北野 かほる

目次

- 一 主題の位置づけ
- 二 事案
 - (一) 情報源概要
 - (1) 情報源 1 法律行為文書
 - (2) 情報源 2 行為者および関係者
 - (二) 事案
 - (1) 第 1 期 (以上 20 卷 3 号)
 - (2) 第 2 期
 - (3) 第 3 期
 - (三) 事態概略 (以上 20 卷 4 号)
- 三 人間関係
 - (一) ウィリアム・リキル履歴概略
 - (1) 若年期
 - (2) 壮年期
 - (3) 晩年期
 - (二) ウィリアム・マクナード履歴概略
 - (三) ウィリアム・ブレンチェスリ履歴概略
 - (四) その他の関係者
 - (五) ウィリアム・スクレーン履歴概略
- 四 結び (以上本号)
- [史料原文] (以上 21 卷 3 号)

三 人間関係

（一）ウィリアム・リキル履歴概略

裁判官ウィリアム・リキルの生年は不明である。しかし、開封書状録および封緘書状録に収録されている記事をたどると、若くして生地アイルランドからイングランドに渡り、いずれかの法曹学院に所属したらしい。同時にロンドンを拠点にある程度の経済活動をして、はじめはロンドン市内に、ついでエセックス州およびケント州を拠点に近隣の州にも不動産を取得したようである。それ以降はこれらの不動産権を足がかりに、ケント州を拠点とするジェントリとして行動するかたわら、優秀なコモン・ロー法曹として地位を上昇させていった。死亡時の年齢は不明だが、修道女となった娘を除いて、4人の息子および3人の娘がそれぞれ結婚して子を持つ、あるいは持つことを期待される状態になっていたことは、前掲の諸文書からあきらかである。生存中の孫世代情報はみあたらないが、子女の婚姻から推して当時としては早逝でない年齢まで生きたものと推認する。

以下とりあえず、リキルの生涯を、上級法廷弁護士となる以前の若年期・1383年前後の上級法廷弁護士指名から人民訴訟裁判所裁判官として活動した壮年期・依然裁判官職にあるが各種の地方司法官としての活動に縮小が見られるとともに、上記二(二)(1)の史料1～7の財産権処分文書を作成登録した1404年からおそらく1407年夏頃の逝去に至る晩年期に分けて¹²³、各期の社会的活動状況を見るとともに、上記二(三)末尾に名前を挙げたひとつひとつとリキルのかかわりを探る。

七七 123 そもそも生年不詳である以上、推定年齢をもって画期とすることもできない。各種情報源から得られる社会的活動状況を手がかりに、おそらく法研修生 apprentice at law であった時期を若年期に、おそらく上級法廷弁護士 serjeant at law あるいはこれに準じる法曹学院在籍の最終段階から人民訴訟裁判所裁判官 justice of Common Pleas 任命前後を壮年期に、活動範囲が狭まることから加齢による体力低下を推定して、死去までの数年間を晩年期に比定する。

(1) 若年期

確認し得た各種情報源へのウィリアム・リキルの登場は年書 Year Books¹²⁴ が最も早く、1371年トリニティ開廷期である¹²⁵。はじめて王の書状録に出現するのは、エドワード3世治世最末期の1374年である。この年からリチャード2世治世最初期まで、リキルは再三、王命によりアイルランドに滞在することになったかすでに滞在中の人物のイングランドでの包括的法務代理人 *attornatus* に指名されている¹²⁶。同時期の1376年には、エセックス州で「城壁河川等補修維持官 *commissioner de waliis et fossatis*」を授権されている¹²⁷。アイルランドとのつながりを頼りに、おそらくは

124 年書の確認方法はいろいろあるが、一括して検索するには以下のデータベースが便利である。Boston University, School of Law, Year Books <http://www.bu.edu/law/faculty-scholarship/legal-history-the-year-books/>。以下本稿での引用はこのデータベースの作成者 D. J. Seipp が独自に付している通し番号 Seipp Number を用いる。リキルのアルファベット表記は年書筆記者により多様だが、Seipp の編集は Rikill でまとめたものに異綴を付し、これとは別に異綴ごとにも検索できるようにしている。採録基準は年書記述者による姓名あるいは姓の記載である。上級法廷弁護士さらには裁判官としての活動期間の年書記載において「法廷(出席者) *curia, court*」と一括記載される「その他の者」にも含まれる可能性は残るが、これは他の法曹についても言えることであるから、余分の推測はしないほうが良い。このため姓名記載から特定できない年書記事は検討から除外する。

125 1355年イースター開廷期にリキル(名なし)の発言記載がある Seipp 1355.103。つぎの記載が1371年トリニティ期でこれにも名はなく *ibid.* 1371.065、またいづれにも称号の付記はない。本文のように、本稿の対象たるウィリアム・リキルは1374年以降にアイルランド渡航貴族のイングランド法務代理人となっていくところから、1371年の記載はおそらく当人についてのものと考えられるが、その16年前の記載を同一人物と判断するに足りるだけの並行史料がない。このため本稿では、1371年以降の年書記事を史料として扱う。

126 6/Sept/1374, CPR Edward III 16-2, 48EIII PII m.25; 17/Dec/1374, CPR Edward III 16-41, 48EIII PII m.5; 6/Apl/1375, CPR Edward III 16-88, 49EIII PI m.24; 30/Oct/1375, CPR Edward III 16-185, 49EIII PII m.16; 4/Sept/1376, CPR Edward III 16-338, 51EIII m.32; 13/May/1377, 14/May/1377, CPR Edward III 16-464, 51EIII m.13.

127 *Commission de waliis et fossatis etc.* 30/May/1376, CPR Edward III 16-319, 50EIII PI m.30d. 同授権書 *commission* は中世を通して相当頻繁に発令された。州単位よりも狭い範囲を指定して、各地で年齢にも社会的地位にも相当の幅があると推定される多くのジェントリが任命される職であり、担当地区から推して、主たる機能は各地の水路の維持管理だったと推測される。陸路とりわけ主要街道

法曹学院の法研修生であるところからイングランドでの法務代理人に起用されるとともに、イングランド南部に独自の地歩を築きはじめていたことがうかがわれる。

リチャード2世治世初期まではロンドン・ミドルセクス州・エセックス州が主な活動の場だったが、1379年までにケント州で、現地の最有力ジェントリないし貴族であるコバム卿ジョン John Lord of Cobham の知遇を得たらしい。同年12月初めに、コバム卿およびウィリアム・マクナードとともに、ロチェスター付近の強盗事件の調査を命じられている¹²⁸。またこれと同時期の12月31日に、上記のとおりエセリンガム・マナーをはじめとするケント州各地の不動産を取得している¹²⁹。

(公道)にあたる王の道 *via regia, king's [high] way* の維持管理が排除されていたわけではないが、当時の交通路に関する政府の関心が道普請よりも河普請を優位におくものだったことがうかがわれる。その意味では「河岸水路等補修維持官」と呼ぶべきかもしれないが、発令書の網羅的検討はしていないため、*wall* を「河岸」に限定するほどの確証は得ていない。とりあえず本文のように訳しておく。なお、当該授権書については、イギリスでも日本でもほとんど言及がなく、その利用可能性はおそらくほとんど知られていない。しかし各種研究および王の書状録などからの情報によってジェントリと推認できる者が一度に相当数、州単位よりかなり狭い範囲に任命されているところから、この授権書の受権者氏名列挙を、その時点での各地ジェントリの社会的序列を推定するための詳細かつ適切な情報源と考えることができ、この角度からの利用可能性は高いといえる。ちなみに、リキルがはじめてエセックス州のストラットフォード・アット・ボウからバーキングまでのテムズ沿岸の維持補修を命じられた上記授権書中の受権者列挙の順位は7名中第6番目である。

128 6/Dec/1379, CPR Richard II 1-423, 3RII PI m.2d. このときの授権書では3名中コバム卿につぐ第2番目で、後述のとおり地元ジェントリとしてはリキルより以前から活動していたウィリアム・マクナードよりも上位におかれている。これはこの授権書においてコモン・ローの専門家がリキルだけだったためと思われ、このことをもってただちに、この時点でリキルのケント州ジェントリとしての社会的地位がマクナードより高かったと推認することはできないと考える。

七五 129 上掲注35. リキルは1382年にはすでに婚姻しており、妻の名前はのちに未亡人として言及される女性と同じローズであることがわかる。すなわち、リキルが再婚した可能性はない。イギリス人名辞典の扱いもそうになっている Cf. Dictionary of National Biography [DNB], “William Rickhill” (本稿ではウェブ版を使用)。ここから、本文二(二)史料5および(三)で触れた長子ウィリアムに対するリキルの態度に、他の子女と腹違いという原由は想定できないことになる。

(2) 壮年期

A リチャード2世期

1 上級法廷弁護士期(1383年ヒラリ期～1389年イースター期)

王の書状録にリキルの上級法廷弁護士指名文書は収録されていないが、年書から1383年ヒラリ期から上級法廷弁護士として訴答人活動をしたことがあきらかになる¹³⁰。1387年3月の開封書状で上級法廷弁護士として王の評議会への出席を命じられているところから、この時点でおそらく上級法廷弁護士の筆頭格であったと推認される¹³¹。1385年から1389年5月に人民訴訟裁判所裁判官に任命されるまで¹³²のあいだの4年ほどに、多く州の治安判事に任命されており¹³³、また司法関係の授権書が頻発さ

前出本論文(一)『駒澤法学』第20巻第3号[以下本論文(一)]24頁以下、同(二)同第20巻第4号[以下本論文(二)]61頁参照。なお、妻ローズは後に夫ウィリアムの遺言執行人として封緘書状に言及がある。20/Oct/1410, CCR Henry IV 3-168, 12HIV m.38d; 24/Jan/1411, CCR Henry IV 3-186, 12HIV m.29d。ここから、リキルは前出史料5とは別に、遺言執行人指定付の、当時の一般書式に即した遺言書も作成したと推測できるが、これは非訟事件記録簿にも封緘書状録裏面にも掲載されていない。後にケント州の議会代表となった息ウィリアムについて、息ウィリアムは主に動産処分を内容とすると思われる遺言書に言及がないとされていることから、遺言書の存在を推認できるが、現物は確認できていない。このため本稿の考察素材に含めなかった。後出注191参照。

130 Seipp 1383.009am. Seipp 番号の詳細な引用は煩雑なので、以下上級法廷弁護士期の年ごとの言及件数のみを記す。なお、サイップのサイト検索では、法廷討議に名前の言及がないが一部の解説書にリキルの発言とされているものもあがってくるが、これらは除外した。後出の他の法曹についても同一の扱いをする。1383年15件、1384年14件、1385年11件、1387年16件、1388年47件、1389年トリニティ期まで17件(1386年については年書そのものの残存が認められない)。

131 26/March/1387, CPR Richard II 2-323, 10RII PII m.17d.

132 20/May/1389, CPR Richard II 4-43, 12RII PII m.5: Seipp 1389.059am.

133 コーンウォール, 16/Feb/1385, CPR Richard II 2-503, 8RII PI m.26d.; 28/Apl/1385, CPR Richard II 2-502, 8RII PI m.26d.; 16/July/1387, CPR Richard II, 3-385, 11RII PI m.32d.; 4/July/1388, CPR Richard II 3-545, 12RII PI m.31d.; ケント州, 29/Feb/1385, CPR Richard II 2-503, 8RII PI m.26d.; 24/May/1385, CPR Richard II 3-81, 9RII PI m.38d.; 28/June/1387, CPR Richard II, 3-253, 10RII PI m.47d; ウィルトシャー, 8/March/1385, CPR Richard II 3-82, 9RII PI m.37d.; 26/May/1385, CPR Richard II 3-83, 9RII PI m.37d.; ハンプシャー, 26/May/1385, CPR Richard II 3-83, 9RII PI m.37d.;

れているところから¹³⁴、1383年初に上級法廷弁護士となって間もなく重用されることになったと推測される¹³⁵。

サマセット州, 26/June/1385, 12/Sept/1385, CPR Richard II 3-80, 9RII PI m.38d.; エセックス州, 28/July/1387, CPR Rihard II 3-385, 11RII PI m.32d.

- 134 ドーセット州, 巡回刑事裁判官任命書, 20/Feb/1385, CPR Richard II 2-594, 8RII PII m.24d.; アサイズ裁判官として言及, 16/July/1386, CCR Richard II 3-171, 10RII m.41; 3/Feb/1389, CCR Richard II 3-569f., 12RII m.19; サマセット州, アサイズ裁判官として言及, 27/Feb/1385, CCR Richard II 2-530, 8RII m.14; 6/Aug/1386, CCR Richard II 3-174, 10RII m.39; 13/Feb/1387, CCR Richard II 3-232f., 10RII m.6; 4/May/1387, CCR Richard II 3-229f., 10RII m.8; 巡回刑事裁判官任命書, 18/July/1387, CPR Richard II 3-387, 11RII PI m.28d.; 未決監釈放裁判官任命書, 29/Nov/1388, CPR Richard II 3-532, 12RII PI m.6; 1/May/1389, CPR Richard II 4-28, 12RII PII m.13; デヴォン州, 巡回刑事裁判官任命書, 8/Feb/1386, CPR Richard II 3-166, 9RII PII m.36d.; アサイズ裁判官として言及, 24/Oct/1386, CCR Richard II 3-179ff., 10RII m.37; 10/July/1388, CCR Richard II 3-510, 12RII m.45; 審問官授権書, 12/July/1388, CPR Richard II 3-544, 12RII PI m.32d.; ケント州, 審問官授権書, 16/May/1387, CPR Richard II 3-326, 10RII PII m.2d.; 12/July/1387, CPR Richard II 3-387, 11RII PI m.28d.; 12/July/1388, CPR Richard II 3-547f., 12RII PI m.23d.; 1/Feb/1389, CCR Richard II 3-642, 12RII m.21d; 包括的アサイズ裁判官任命書(ウィルトシャー, ハンプシャー, サマセット州, ドーセット州, デヴォン州, コーンウォール) 4/Feb/1388, CPR Richard II 3-473, 11RII PII m.8d.; サフォーク州, 未決監釈放裁判官任命書, 24/Feb/1388, CPR Richard II 3-467, 11RII PII m.27d.; アサイズ裁判官として言及, 5/Apl/1388, 8/Apl/1388, CCR Richard II 3-383, 11RII m.14; レスター州, アサイズ裁判官として言及, 1/Apl/1388, CCR Richard II 3-386, 11RII m.13; 包括的巡回刑事裁判官授権書(ハートフォードシャー, ミドルセックス州, ロンドン) 10/May/1388, CPR Richard II 3-472f., 11RII PII m.11d.; コーンウォール, 審問官授権書, 26/June/1388, CPR Richard II 3-543, 12RII PI m.32d.; 6/July/1388, CPR Richard II 3-541f., 12RII PI m.35d.; 10/July/1388, CPR Richard II 3-540f., 12RII PI m.36d.; 10/July/1388, CPR Richard II 3-542, 12RII PI m.35d.; 10/July/1388, CPR Richard II 3-546, 12RII PI m.26d.; 12/July/1388, CPR Richard II 3-540f., 12RII PI m.36d.; 12/July/1388, CPR Richard II 3-546, 12RII PI m.26d.; 14/Feb/1389, CPR Richard II 4-53, 12RII PII m.26d.; 14/Feb/1389, CPR Richard II 4-55, 12RII PII m.20d.; 未決監釈放裁判官任命書, 14/July/1388, CPR Richard II 3-493, 12RII PI m.28; ハンプシャー, アサイズ裁判官として言及, 4/July/1388, CCR Richard II 3-507f., 12RII m.46; 28/Nov/1388, CCR Richard II 3-547, 12RII m.30.

- 135 この頃までにケント州を拠点とする地方ジェントリとなっていて、ケント州を拠点とするジェントリでもあった人民訴訟裁判所首席裁判官ロバート・ベルクナップの引立を得たものと推測され、初期の地方司法官授権書ではしばしばベルクナップとともに指名されている。ただし前注に見られる各種任命書のとりわけ1388年以降の頻発、さらには1389年の裁判官任命自体が、1388年の

2 人民訴訟裁判所裁判官期(1389年トリニティ期～1399年トリニティ期)

裁判官となってからも同様の各種任命書授權書による任命を受けているが、担当州はイングランド南部沿岸および中西部地方に集中していて、ほぼ、1388年の政変で失脚した両裁判所の首席裁判官リチャード・トレジリアン Richard Tresilian およびロバート・ベルクナップ Robert Bealknap の後任となった形勢である¹³⁶。年書からは裁判官としての法廷討論への参加も充実したものだったことがうかがわれる¹³⁷。

この状態がリチャード2世治世末期まで続く。1397年8月に突然カレーに派遣されて、同地で捕囚状態に置かれた王の叔父グロスター公トマスの供述を聴取して報告書を提出した。この派遣が同年の政変すなわちリチャード2世が1388年の政変に際して王に抗して事実上政権を掌握した「告訴貴族 Lords Appellant」の体制を払拭し、議会を利用していわば復讐に転じた一連の反逆罪告訴のひとつの軸であったことは確かである¹³⁸。しかし、公式の派遣主体である新規カレー守備隊長にして王の腹違いの兄マーシャル伯およびノッティンガム伯トマス〔・ホランド〕に随行するかたちながら、なぜリキルがグロスター公に罪を自認させる供述聴取を命じ

「告訴貴族」による政変すなわちいわゆる「無慈悲議会 Merciless Parliament」に際してベルクナップを含む王の裁判官が標的となって罷免された結果、一時的にはあれ授權書任命書の名宛人となるべき法曹の数が減ったことと一定の関連があると推測される。1388年の政変については、北野かほる「十四世紀末期イングランドの議会裁判制度—『議会記録集』の記事をたどって—」『法経論叢』(岩手県立盛岡短期大学)7, 37-44 (昭和61, 1986)。

136 ベルクナップはケント州およびサセックス州を地盤とするジェントリで、1370年代からコモン・ロー法曹として活動し、エドワード3世末期の1374年から人民訴訟裁判所首席裁判官を勤めた。1388年政変で他の裁判官らとともに反逆罪で有罪とされた。トレジリアンと異なり処刑されるには至らなかったが、私権剥奪と追放に処された。政変による失脚以前には各種任命書でしばしばリキルとともに授權されている。かなりの数の授權書が注134と重複するため、列挙は割愛する。

137 注130と同じく年ごとの件数のみを記す。1389年6件、1390年6件。1391年から1399年トリニティ期すなわちリチャード2世治世末までの年書が残存していないため数はわからない。

138 注135の北野上掲論文47-52。

られたのか、彼はその直後のカレーの牢獄におけるグロスター公の不審死となんらかのかかわりがあるのか、一切不明である¹³⁹。リキル自身はこれ以前もこれ以後もほとんど、目立つ国政関与行動は取っていない。

本稿の主題との関連では、この時期のリキルがほとんどの任命書授権書においてウィリアム・ブレンチェスリとともに任命されていること、ケント州に限ってであるがウィリアム・マクナードと公私ともに行動をともにする機会が増えていること、またケント州およびエセクス州でウィリアム・スクレーンと行動をともにしはじめていることのほうが重要である。彼らについてはそれぞれの人物の項目で改めて検討する。

B ヘンリー 4 世期

ヘンリー 4 世の王位継承に際して、リキルはあらためて人民訴訟裁判所裁判官の任命を受けた。裁判官は全員引き続き任命されているのだが、リキルだけは別個の王書状の発行対象となっているところに¹⁴⁰、1397 年の政変およびそれ以降リチャード 2 世の標的となっていた当時のダービー伯でランカスター公家の嗣子ヘンリー・ボリンブルック Henry Bolingbroke すなわち新王ヘンリー 4 世が、グロスター公を反逆罪に問う供述聴取をしたリキルに、ある程度の政治的こだわりのポーズをとった形跡を見て取れなくはない¹⁴¹。ただし、ヘンリー 4 世治下のリキルの状況は、人民訴訟裁

139 イギリス人名辞典でも理由は不明だとされている DNB "Wiliam Rickhil".

140 30/Sept/1399, CPR Henry IV 1-1, 1HIV PI m.35r; CPR Henry IV 1-14, 1HIV PI m. 28r. これらは裁判官任命に際して 2 通発行されるのが慣例となっていた、慣例上の報酬を与える旨とともに任命する書状、および、追加的に別途給養を与える旨の書状であり、それぞれ、リキル宛の書状は他の裁判官とは別に作成されている。

七
一 141 王位継承後間もなく、リキルは身柄拘束されてロチェスター城の監獄に収監されたらしい。1399 年 10 月 15 日に、リキルの身柄を新カンタベリ大司教トマス [・アランデル] Thomas Arundel の面前に連行するよう命じる封緘書状が発令されている。15/Oct/1399, CCR Henry IV 1-22, 1HIV PI, m.27. 書状には拘束理由も連行目的も開示されていないが、新大司教自身が兄アランデル伯リチャード Richard Arundel とともに 1388 年の政変の中心人物であり、そのため

判所裁判官としても¹⁴²、その他の地方司法官職についても¹⁴³、実際には公私ともにリチャード2世期とほとんど変らなかつた。

に1397年の政変に際して兄が反逆罪で処刑され、自身は大陸に逃亡したという経緯から、王はともかくカンタベリ大司教が、カレーでのグロスター公供述聴取についてリキルに一切の問責がないことを受容れなかつた可能性はある。しかし実質的にはこうした措置は、形式上ことさらに政治的決着をつけるための一種のパフォーマンスだったと思われる。これがリキルの生活状況にほとんど影響していないことはあきらかで、カンタベリ大司教にしても、地元ケント州にすでに有カジェントリとして定着しているリキルを過剰に攻撃するまでの意思はなかつたものと推測される。

142 注130,137と同じく年ごとの件数のみを挙げる。ヘンリー4世期の1399年ミクルマス期2件、1400年12件、1401年17件、1402年7件、1403年0件。1403年に年書に言及が見られないことの理由はわからない。なお、1400年の12件のうち2件は、後出のブレンチェスリとともに自身が原告であったため、判決には関与しなかつたらしい。ただし、この開廷期の人民訴訟裁判所裁判記録集CP40/559には、該当する記録の記載がみあたらない。年書記載の開廷期と記録収録の開廷期が1期程度ずれることはあるようだが、直前のトリニティ期の記録集CP40/558は保存状態が悪いらしく写真撮影が許可されなかつたため、上記ウェブサイトAALTには収録がない。また次期ヒラリ開廷期の記録集CP40/560にも関連すると思われる記録がみあたらない。このため、該当する裁判記録収録記事を確認することができなかつた。

143 A 治安判事職：ケンブリッジ州28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-557, 1HIV PV m.37d.; 26/Jan/1400, CPR Henry IV 1-557, 1HIV PV m. 38d.; デヴォン州, 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-558, 1HIV PV m.38d.; 16/Feb/1400, CPR Henry IV 1-558, 1HIV PV m.36d.; 16/May/1401, CPR Henry IV 1-558, 2HIV PII, m. 14d.; ドーセット州, 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-558, 1HIV PV m.38d.; 16/May/1401, CPR Henry IV 1-558, 2HIV PII, m. 14d.; エセックス州, 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-558ff., 1HIV PV m.37d.; 18/May/1400, CPR Henry IV 1-558ff., 1HIV PV m.36d.; 23/Sept/1401, CPR Henry IV 1-558ff., 2HIV PII, m. 13d.; ケント州, 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-560, 1HIV PV m.37d.; 18/May/1400, CPR Henry IV 1-560, 1HIV PV m.36d.; 16/May/1401, CPR Henry IV 1-560, 2HIV PII, m. 15d.; 20/Feb/1406, CPR Henry IV 2-493, 7HIV PI, m.21d.; サマセット州, 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-564, 1HIV PV m.38d.; 5/July/1400, CPR Henry IV 1-564, 1HIV PV m.36d.; 16/May/1401, CPR Henry IV 1-564, 2HIV PII, m. 15d.; ハンプシャー, 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-564, 1HIV PV m.37d.; 16/May/1401, CPR Henry IV 1-564, 2HIV PII, m. 14d.; ウィルトシャー, 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-564, 1HIV PV m.38d.; 16/May/1401, CPR Henry IV 1-564, 2HIV PII, m. 14d.; 14/Nov/1403, CPR Henry IV 2-520, 5HIV PI, m.31d.; コーンウォール, 28/Nov/1399, CPR Henry IV, 1-557, 1HIV PV, m.38d.; 16/Feb/1400, CPR Henry IV, 1-557, 1HIV PV, m.36d.; 16/May/1401, CPR Henry IV, 1-557, 2HIV PII, m. 14d.; 14/March/1403, CPR Henry IV, 2-516, 4HIV PII, m.28d. B

(3) 晩年期

ヘンリー 4 世治世第 5 年には上記二 (二) (1) の文書群の作成および裁判所記録への登載が始まる。おそらくヘンリー 4 世の王位継承の時点で、リ

その他地方司法官職：ケント州、民事審問官授権書 16/Nov/1399, CPR Henry IV 1-215, 1HIVPV m26d.; 8/Feb/1401, CPR Henry IV 1-459, 2HIV PII m.35d.; 28/Feb/1401, CPR Henry IV 1-461, 2HIV PII mm.19d., 9d.; 26/June/1406, CPR Henry IV 3-235, 7HIV PII m.16d.; 刑事巡回裁判官授権書, 26/Dec/1401, CPR Henry IV 2-68, 3HIV PI, m.19d.; サセックス州、民事審問官授権書 28/Feb/1401, CPR Henry IV 1-460, 2HIV PII m21d.; ロンドン／ミドルセクス州、刑事巡回裁判官授権書 25/Jan/1400, CPR Henry IV 1-267f., 1HIV PVI m32d.; デヴォン州、刑事巡回裁判官授権書 19/Feb/1400, CPR Henry IV 1-267, 1HIV PVI m37d.; 1/July/1400, CPR Henry IV 1-321, 1HIV PVIII m.34; 13/May/1401, CPR Henry IV 1-495, 2HIV PIII m.12; エセックス州、刑事巡回裁判官授権書 10/Nov/1400, CPR Henry IV 1-414f., 2HIVPI m.13d.; ウィルトシャー、刑事巡回裁判官授権書 16/March/1400, CPR Henry IV 1-268, 1HIV PVI m27d.; 20/May/1406, CPR Henry IV 3-232, 7HIV PII, m.25d.; ドーセット州、刑事巡回裁判官授権書, CPR Henry IV 2-126, 3HIV P II m.17d.; アサイズ裁判官として言及, 20/Apl/1402, CCR Henry IV 1-467, 3HIVPI m.2; 24/Oct/1403, CCR Henry IV 2-198, 5HIVPI m.29; ミドルセクス州、刑事巡回裁判官授権書, CPR Henry IV 2-361, 5HIV PI m.18d.; ハンプシャー、ウィルトシャー、サマセット州およびドーセット州、一般刑事巡回裁判官授権書, 10/July/1401, CPR Henry IV 1-552, 2HIV PIV m.18d.; コーンウォール、巡回陪審裁判官授権書, 12/Nov/1402, CCR Henry IV 2-18ff., 4HIV m.32; ハンプシャー、未決監釈放裁判官授権書, 10/March/1404, CPR Henry IV 2-376, 5HIV PII m.28; サマセット州、アサイズ裁判官授権書, 12/Apl/1403, CPR Henry IV 2-219, 4HIVPII m.30; アサイズ裁判官として言及 8/March/1400, CCR Henry IV 1-65, 1HIV PI, m.11; 8/May/1400, CCR Henry IV 1-137, 1HIV PII, m.20; 18/Mar/1404, CCR Henry IV 2-362, 5HIV PII m.12d.; 日付不明, CCR Henry IV 1-147f., 1HIVPII m.16; 29/Oct/1403, CCR Henry IV 2-288, 5HIV PI m.21d.; 21/Feb/1404, CCR, Henry IV 2-249, 5HIVPI m.7; デヴォン州、アサイズ裁判官授権書, 1/Nov/1402, CPR Henry IV 2-167, 4HIV PI, m.21; アサイズ裁判官として言及 20/May/1400, CCR Henry IV 1-140, 1HIV PII, m.19; 6/July/1400, CCR Henry IV 1-158, 1HIVPII m.11; ハンプシャー、アサイズ裁判官として言及, 23/Apl/1401, CCR Henry IV 1-368, 2HIVPII m.7; 15/July/1403, CCR Henry IV 2-219, 4HIVPII m.30; エセックス州、アサイズ裁判官授権書, 1/Dec/1402, CPR Henry IV 2-180f., 4HIV PI m.10; ロンドン、ハスティング・コート誤審審査授権書 20/May/1400, CPR Henry IV 1-314, 1HIV PVII m.23d.; 8/Nov/1401, CPR Henry IV 2-18, 3HIV PI m.25; 2/March/1402, CPR Henry IV 2-70, 3HIV PI m.11d.; 4/March/1402, CCR Henry IV 1-507, 3HIVPI m.7d.; ハンザ関連不法侵害審査授権書 4/June/1406, CPR Henry IV 3-153, 7HIV PI m.9d.; 13/July/1406, CPR Henry IV 3-234, 7HIV PII m.16d.; 28/July/1406, CPR Henry IV 3-237, 7HIV PII m.10d.; 8/May/1407, CPR Henry IV 3-353, 8HIV PII m.16d.

キルは当時としては老齢と言える状況にあったと思われる。ただし人民訴訟裁判所裁判官としての活動にはそれほどの変化は見られない¹⁴⁴。1401年頃を最後に、治安判事任命の範囲が極端に狭くなっている。コーンウォール、デヴォン州、ドーセット州、ウイルトシャー、ハンプシャーなど比較的遠方の州の任命書に留まらず、本拠地ケント州およびエセックス州についても授権されていない。おそらく老齢あるいは体調不良を理由に、拝命を辞したものだろう¹⁴⁵。かくして、1404年頃から、現任裁判官として活動すると同時に一部の重職への授権はあるものの、みずからの死を見据えた財産権確認および死後の処分指示に入ったものと推測される。

（二）ウィリアム・マクナード履歴概略

二(二)(1)の史料群から推して、裁判官ウィリアム・リキルとウィリアム・マクナードの関係は、1382年にはすでに、マクナードが後出のウィリアム・ブレンチェスリとともに、リキルの主要財産となるモックリントン・マナーをはじめとするケント州の不動産の共同取得者となるまでに熟していた¹⁴⁶。以下に見るように、マクナードに関する王の書状録からの情報は、ほとんどケント州内に留まる。彼はケント州を本拠とするごく一般的な地方ジェントリだったと推測される。

マクナードについての最も早い情報は、エドワード3世治世の末期頃の1368年に妻の相続財産にかかわる措置を命じる封緘書状録記載の記事で、同旨の命令書が1372年にも発行されている。マクナードはこの時点ですでに婚姻していたことになる¹⁴⁷。リキルよりやや年長であったと推測さ

144 注130,137,142と同じく年ごとの件数のみを上げる。1404年1件、1405年20件、1406年15件、年の半ば頃に逝去したと推測される1407年0件。1407年初のヒラリ期にはすでに出仕できない状態だったのかもしれない。

145 注143のA参照。ケント州では1406年2月20日まで任命されたが、デヴォン州、ドーセット州、ハンプシャーおよびサマセット州は1401年5月16日、エセックス州は1401年9月23日、コーンウォールは1403年3月14日、ウイルトシャーは1403年11月14日が、それぞれ最後の拝命となっている。

146 本論文(一)10頁注23。

れる。その後エドワード3世期末までケント州内各地への城壁河川等補修維持官任命が続く¹⁴⁸。

リチャード2世治下では公務受命の職域がやや拡大した。治世初年にケント州の治安のための特別の治安判事任命書に名を連ねている¹⁴⁹。以後も、城壁河川等補修維持官や¹⁵⁰ 各種審問¹⁵¹ や刑事巡回裁判やおそらく農民叛乱に関連した逃亡犯逮捕官¹⁵² を授権されている。担当はいずれもケント州で、一定年齢に達した地方ジェントリであれば通常担うものだった王の

147 28/Nov/1368, CCR Edward III 12-445, 42EIII m. 8; 23/Nov/1372, CCR Edward III 13-410, 46EIII m.7. いずれも、妻の父が継承したカンタベリ市の請負金 farm 受領権が、父に男子がなかったため、妻および生存する姉妹の均分相続権および逝去した姉妹の息の代襲相続権に応じてそれぞれが受領すべき取分を交付するよう命じる同市のベイリフ宛の命令書である（カンタベリ市は王のバラではあるが、市長選出特権は持たなかったため、市長にあたる職責は王のベイリフが果たしていた）。この財産権が定期的な金銭受領権であったため、支給者たる王の代替りおよび受給者の構成に変化があるつど、ベイリフに支払先を指定する王の封緘書状が発行されている。10/Sept/1377, CCR Richard II 1-19, 1RII m.32; 12/Sept/1377, CCR Richard II 1-20, 1RII m.31; 3/Nov/1399, CCR Henry IV 1-5, 1HIV PI, m.35; 17/April/1407, CCR Henry IV 3-195, 199, 200, 8HIV, mm.14, 12; 3/July/1407, CCR Henry IV 3-203f., 220, 8HIV, mm.11, 1. 最後の2通は妻から相続したマクナード自身の逝去による受領者変更の指令である。

148 4/Dec/1374, CPR Edward III 15-475, 48EIII PI m.30d.; 22/Nov/1375, CPR Edward III 16-224, 49EIII PII m.9d.; 4/Feb/1376, CPR Edward III 16-315, 50EIIIPI m.37d.

149 1/Apl/1377, CPR Richard II 1-49, 1RII PI m.18d. 2通。

150 28/Nov/1377, CPR Richard II 1-92, 1RII PII m.23d.; 16/Feb/1380, CPR Richard II 1-467, 3RII PII m.24d.; 25/March/1380, CPR Richard II 1-471, 3RII PII m. 6d.; 12/Feb/1381, CPR Richard II 1-576, 4RII PI m.17d.; 12/Oct/1383, CPR Richard II 2-353, 7RII PI m. 26d.; 3/June/1385, CPR Richard II 3-90, 9RII PI m.1d.; 14/Jan/1390, CPR Richard II 4-132, 13RII PI m.34d.

151 6/Dec/1377, CPR Richard II 1-93, 1RII PII m.18d.; 14/July/1378, CPR Richard II 1-301, 2RII PI m.42d.; 8/Jan/1385, CPR Richard II 2-585, 8RII PII m.42d.; 7/March/1385, CPR Richard II 2-594, 8RII PII m.24d.; 1/Feb/1386, CPR Richard II 3-165, 9RII PII m.39d.; 24/Apl/1386, CPR Richard II 3-175, 9RII PII m.18d.; 24/Jan/1388, CPR Richard II 3-466, 11RII PII m.27d.; 6/Oct/1389, CPR Richard II 4-142, 13RII PI m.4d.; 24/Nov/1389, CPR Richard II 4-131, 13RII PI m.40d.

152 9/July/1379, CPR Richard II 1-416, 3RII PI m.40d.; 15/July/1381, CPR Richard II 2-74, 5RII PI m.32d.; 30/July/1381, CPR Richard II 2-75, 5RII PI m.30d.; 11/Feb/1382, CPR Richard II 2-133, 5RII PII m.35d.; 12/Feb/1389, CPR Richard II 4-53, 12RII PII m.23d.

地方統治補助を命じられていたと考えられる。議会代表の選出はない。

1390年に状況がやや変化する。この年マクナードは、王から各種授權書による公職負担の全般免除を受けた。王の聴罪司祭の肝煎によるもので、陪審出仕をふくめて、生涯にわたり任意に公職負担命令を辞することを認められている¹⁵³。理由は示されていない。マクナードが身体的不調ないし不自由のため授權に応じる活動ができなかったことをうかがわせる情報はない。後述で検討するとおり、むしろ精神面にかかわる重大な危機に見舞われたと推認される。これ以後も各種授權書が発令されているが¹⁵⁴、

153 26/Feb/1390, CPR Richard II 4-202, 13RII PII. m.4.

154 発令自体が減少したわけではない。発令範囲はケント州からさらに近隣州に広がっている。依然城壁河川等補修維持官に任命され続けているし 8/Feb/1392, CPR Richard II 4-516, 15RII PI m.37d.; 1/Apl/1393, CPR Richard II 5-293, 16RII PIII m.16d.; 8/May/1393, CPR Richard II 5-294, 16RII PIII m.15d.; 23/Mar/1397, CPR Richard II 6-100, 20RII PII m.3d.; 15/Apl/1399, CPR Richard II 6-512, 22RII PII m.2d. (Kent & Surrey); 28/Jan/1400, CPR Henry IV 1-216, 1HIVPV m.22d.; 4/Sept/1400, CPR Henry IV 1-349, 1HIV PVIII, m. 13d.; 7/Dec/1400, CPR Henry IV 1-416, 2HIV PI m.12d.; 1/Dec/1401, CPR Henry IV 2-68, 3HIV PI, m.19d. (Kent & Sussex); 7/May/1403, CPR Henry IV 2-277, 4HIV PII, m.27d. (Sussex); 20/Nov/1403, CPR Henry IV 2-358, 5HIV PI, m. 29d.、ウィリアム・リキルやウィリアム・ブレンチェスリとともにケント州の治安判事職に任命されている。18/June/1394, CPR Richard II 5-435, 17RII PII m.21d.; 1/May/1396, CPR Richard II 5-728, 19RII PII m.29d.; 22/July/1397, CPR Richard II 6-228, 21RII PI m.27d.; 12/Nov/1397, CPR Richard II 6-237, 21RII PI m.25d.; 16/June/1398, CPR Richard II 6-369, 21RII PIII m.7d.; 26/Apl/1399, CPR Richard II 6-437, 22RII PI m.25d.; 28/Nov/1399, CPR Henry IV 1-560, 1HIV PV, m.36d.; 18/May/1400, CPR Henry IV 1-560, 1HIV PV, m. 36d.; 16/May/1401, CPR Henry IV 1-560, 2HIV PII, m. 15d.; 10/Feb/1404, CPR Henry IV 2-517, 5HIV PI, m.31d.; 20/Feb/1406, CPR Henry IV 2-493, 7HIV PI, m.21d.; 14/Feb/1407, CPR Henry IV 2-493, 8HIV PI, m.38d. (この任命書にはリキルもブレンチェスリも挙っていない)。巡回刑事裁判や 12/Feb/1392, CPR Richard II 5-85, 15RII PII m.14d.; 26/Dec/1401, CPR Henry IV 2-68, 3HIV PI, m.19d.; 20/May/1406, CPR Henry IV 3-232, 7HIV PII, m.25d.; 12/May/1407, CPR Henry IV 3-353, 8HIV PII, m.17d. その他の審問への任命も多い。29/Dec/1390, CPR Richard II 4-435, 14RII PII m.43d.; 1/Apl/1392, CPR Richard II 5-85, 15RII PII m.16d.; 4/May/1392, CPR Richard II 5-87, 15RII PII m.9d.; 8/Feb/1394, CPR Richard II 5-430, 17RII PII m.35d.; 2/March/1394, CPR Richard II 5-432, 17RII PII m.31d. (Surrey); 30/May/1394, CPR Richard II 5-443, 17RII PII m.11d.; 1/Aug/1394, CPR Richard II 5-521, 18RII PI m.19d.; 16/Nov/1399, CPR Henry IV 1-215, 1HIVPV

個別の免除申請書ないし許可書は登録されないため、どれについて実際に
出仕したかはわからない。

マクナードは以前からケント州のダートフォード女子修道院 the prioress
and convent of the house of the order of [Friars] Preachers, Derteford と懇切な関
係にあったようだが¹⁵⁵、1390年以降かなり熱心に、ケント州および近隣
州所在の教会修道院への寄進の仲介を行った¹⁵⁶。コバム卿ジョンが設立し
たコバム礼拝堂 the chantry of Cobeham のための資産確保活動に関与し続け
たことも、地元の最有力貴族に追随するジェントリとしての行動に留まら
なかった可能性がある¹⁵⁷。ヘンリー4世治下では、王から、空位期間のカ
ンタベリ大司教座の世俗不動産権管理を委ねられている¹⁵⁸。この時まで、

m.26d.; 28/Feb/1401, CPR Henry IV 1-461, 2HIV PII, m.19d.; 28/Feb/1401, CPR
Henry IV 1-463, 2HIV PII, m.9d.; 17/Nov/1401, CCR Henry IV 1-449f., 3HIV PI m.
14; 20/Nov/1401, CPR Henry IV 2-66, 3HIV PI, m.26d.; 24/Nov/1401, CCR Henry
IV 1-435f., 3HIV PI m. 20; 28/June/1406, CPR Henry IV 3-155, 7HIV PI m.8d
(Sussex, Kent & liberty of Cinque Ports).

155 これ以前からケント州のダートフォード女子修道院の院長の法務代理人を
勤めていたが 12/Jan/1388, CPR Richard II 3-377, 11RII PI m.4、これを継続する
のみならず 4/Feb/1391, CPR Richard II 4-371m 14RII PII m.36; 16/Feb/1397, CPR
Richard II 6-69, 20RII PII m.20; 17/Nov/1403, CPR Henry IV 2-312, 5HIV PI, m.29; 生
涯にわたり寄進仲介活動をしている 17/July/1392, CPR Richard II 5-174, 16RII PII
m.31.; 28/Jan/1405, CPR Henry IV 2-481, 6HIV PI, m.15; 18/Oct/1406, CPR Henry IV
3-262, 8HIV PI, m.29; 26/Apl/1407, CPR Henry IV 3-328, 8HIV PII, m.14. マクナード
の死を 1407年3月16日とする王の書状があるから CCR Henry IV 3-203f.,
8HIV, m.11、最後の寄進は、マクナードが死の直前に許可状申請を手配したも
のだった可能性がある。

156 ケント州のボックス修道院 the abbey of St. Mary's, Boxele 27/June/1392, CPR
Richard II 5-108f., 16RII PI m.32; ロチェスター修道院 the priory of Rouchestre 29/
May/1393, CPR Richard II 5-179f., 16RII PIII m.7. この寄進許可には、マクナード
自身、両親および親しい者の魂のための聖職者1名の恒久礼拝寄進 chantry
である旨が明記されている。

157 おそらく設立当初からかかわっていた 10/July/1379, CPR Richard II 1-373,
3RII PI m.40; 24/Sept/1392, CPR Richard II 5-184, 16RII PII m.24; 22/Apl/1396, CPR
Richard II 5-698, 19RII PII m.16.

158 5/Sept/1399, CPR Richard II 6-594, 23RII m.3; 10/Sept/1399, CPR Richard II 6-597,
23RII m.3d.; 16/Sept/1399, CCR Richard II 6-516, 23RII m.2.

ケント州の宗教心篤いジェントリとしての評価を得ていたものと推測される。ケンブリッジ州のデネイ女子修道院 the abbess and convent of Deneye の支援にも熱心で、長期にわたり各種の支援活動をしている¹⁵⁹。また 1393 年に石造で新設されたロチェスター・ブリッジについても、橋そのものの維持管理財源の調達とともに、橋上に設けられた礼拝堂の維持のための寄進の仲介に熱心だった¹⁶⁰。上記二(二)(1)史料5のリキルの遺言状の第二項に、ロチェスター・ブリッジおよび橋上の礼拝堂の維持のための処分が出現するのは、当時の遺言状の常として、ある程度の信心行為に言及する慣行に即応しているが、おそらくリキルとマクナードの長年の交流の所産と推認される。

1380年代には家産形成に意欲を見せるごくふつうの地方ジェントリだったマクナードが¹⁶¹ 1390年代以降信仰活動に傾斜していった理由を、1407年に妻に先立たれて間もなくみずからも逝去した際の、妻の相続分の財産継承情報からうかがうことができよう¹⁶²。相次いで逝去した年齢のマクナード夫妻には財産を受継ぐべき直系卑属がいなかった。3人の子に恵まれたにもかかわらず、全員が親に先立って、おそらく子女を遺さ

159 20/June/1392, CPR Richard II 5-74, 15RII PII m.2.

160 18/Sept/1393, CPR Richard II 5-357, 17RII PI m.23d.; 18/Sept/1393, CPR Richard II 5-358m 17RII PI m.20d. (木造の旧橋梁の除去に関する審問および刑事巡回裁判官任命書); 6/Feb/1399, CPR Richard II 6-488, 22RII PII m.11 (王からロチェスター・ブリッジ維持組合への寄進の受託者); 5/Nov/1399, CPR Henry IV 1-127, 1HIV PIV, m.34 (前記寄進の確認、受託者); 20/Nov/1399, CPR Henry IV 1-257, 1HIV PVI, m.8. (寄進者); 8/Oct/1400, CPR Henry IV 1-349, 1HIV PVIII, m.13d. (受託者); 5/Nov/1401, CPR Henry IV 2-22, 3HIV PI, m.23 (寄進者); 14/May/1404, CPR Henry IV 2-398, 5HIV PII, m.15 (寄進者)。

161 14/Dec/1384, CCR Richard II 3-612f. 8RII m.18d.; 22/Dec/1384, CCR Richard II 3-607, 8RII m.23d.; 6/Feb/1385, CCR Richard II 3-604, 8RII m.25d.; 18/Dec/1385, CCR Richard II 4-131, 9RII m.15d.

162 マクナードの妻マージェリーの父からの相続財産の傍系への相続措置を指示する王書状によれば、マージェリーは 1407 年 1 月 25 日に死亡したとある。17/April/1407, CCR Henry IV 3-195, 199, 200, 8HIV, mm.14, 12. マクナードの死亡は 1407 年 3 月 16 日となっている。3/July/1407, CCR Henry IV 3-203f. 8HIV, m.11; 14/July/1407, CCR Henry IV 3-220, 8HIV, m.1.

ずに死亡していた¹⁶³。子の死亡時期はあきらかにできなかったが、1390年に上記の公職就任免除書状が発給されたことと関連している可能性はあるだろう。1390年代はじめ頃に、すべての子女を喪ったために家系存続の望みを絶たれて、ジェントリにふさわしい公務出仕が困難なほどの心理的打撃を被り、爾後子女および自分と妻の魂の救済のための信仰の行為に打込んでいったと考える余地はありそうである。王に上記免除書状の発給をとりなしたのが王の聴罪司祭だったことも、同書状発給に信仰の行為が影響していた可能性を示唆する。

(三) ウィリアム・ブレンチェスリ履歴概略

ウィリアム・マクナードと同様、若い時期からウィリアム・リキルと親しかったと推認されるのがウィリアム・ブレンチェスリである。ヘンリー4世即位時にリキルとともに人民訴訟裁判所裁判官に任命されたが¹⁶⁴、それ以前の王書状には、ブレンチェスリを上級法廷弁護士として言及するものがみあたらない。ただし、年書には1388年ミクルマス期以降ウィリアム・ブレンチェスリあるいはブレンチリが上級法廷弁護士として討論参加している事案が20件、それ以前のおそらく法曹学院最終段階と思われる事案が1件収録されている¹⁶⁵。裁判官となつてからの年書の言及は、生存中

163 ケント州の慣習法による亡妻マージェリーからの継夫産相続として、ウィリアム・マクナードに相続分の請負金受領権による相当額支払を命じる封緘書状から、マクナード夫妻にはウィリアム、エリザベスおよびマージェリーという3人の子があったが、いずれも両親に先立って死亡したことが判明する。17/April/1407, CCR Henry IV 3-200, 8HIV, m.12.

164 上掲注140の王書状。

165 姓の綴りは多様だが、年書ウェブサイトではブリンチリ Bryncheley を標準表記としている。1365年に、称号および名記載のない年書記事が1件あるが、つぎの記載より20年以上前であるため、本稿で取上げるウィリアム・ブレンチェスリとは同定しないでおく。つぎの年書記事言及は、上級法廷弁護士の称号を伴わない1件を含む1388年である。以下上級法廷弁護士時代すなわちリチャード2世治世における年書上の言及を、リキルと同様年ごとの件数のみで記す。1388年5件(うちイースター期の1件には上級法廷弁護士の称号がなく、ミクルマス期の2件目からこの称号が付されている)、1389年11件、

のものが1405年までに17件ある¹⁶⁶。

上級法廷弁護士となる以前の、おそらくジェントリとしての授権書はほぼケント州に限られ、私文書への当事者もしくは証人としての登場もあまりない¹⁶⁷。全体として目立たない印象だが、1404年の不動産共同取得の王の許可状では「騎士」の肩書がついている¹⁶⁸。従前から安定的にケント州のおそらくブレンチリ Brenchley に定着していたジェントリ家系の出身と推測される¹⁶⁹。

1390年5件。1391年以降のリチャード2世治世については年書の残存がないことは注137で触れたとおりである。注130,137のウィリアム・リキルと比較すると年書の記載数ははるかに少ない。出廷していたけれども年書筆者である法研修生から見て年書に記載すべき発言がなかったのか、そもそもさほど出仕しなかったのかは判断できない。

166 前註と同様。1399年1件（ミクルマス期、裁判官任命と同期だが、年書作成者がその情報を知らなかったのか、案件審議が任命より前だったのかは確認のしようがない）、1400年6件（リキルと同様うちミクルマス期の2件は訴訟当事者であるため判決には関与していない）、1401年5件、1402年6件、1403年0件、1404年1件、1405年2件、1406年以降記載なし。裁判官となつてからの記載数もリキルよりはるかに少ない。上掲注142,144参照。

167 治安判事職 ケント州：26/May/1380, CPR Richard II 1-514, 3RII PIII m.12d.; 20/Feb/1381, CPR Richard II 1-572, 4RII PI m.31d.; 20/Dec/1382, CPR Richard II 2-253, 6RII PII m.23d.; 18/Oct/1383, CPR Richard II 2-346, 7RII PI m.44d.; 29/Feb/1384, CPR Richard II 2-348, 7RII PI m.43d.; 28/Feb/1385, CPR Richard II 2-503, 8RII PI m.26d.; 24/May/1385, CPR Richard II 3-81, 9RII PI m.38d.; 28/June/1387, CPR Richard II 3-253, 10RII PI m.47d. 城壁および河川等維持職 ケント州およびサセックス州：12/Feb/1381, CPR Richard II 1-464, 3RII PII m.31d.; 1/Aug/1382, CPR Richard II 2-195, 6RII PI m.31d.; 6/Jan/1384, 22/May/1384, CPR Richard II 2-353, 7RII PI m.26d.; 7/Feb/1385, CPR Richard II 2-586, 8RII PII m.35d.; 24/Jan/1388, CPR Richard II 3-384, 11RII PI m.33d.

168 5/Feb/1404, CPR Henry IV 2-350, 5HIV PI, m.4.

169 1381年の農民叛乱に関連して、ケント州ブレンチリ所在の扇動者として陪審起訴された者の身柄確保を命じる開封書状が、シェリフの他にはブレンチェスリのみを名宛人として発給されている。ブレンチリ所在の所領の主としての立場にかかわるものと推認される。18/Apl/1381, CPR Richard II 2-78, 5RII PI m.24d. 早い時期に広汎な地域からの当事者の共同身元保証人として各種の王の司法関連指令書に登場するが、これも地方名士が持つ信用を基盤とするある種の社会的機能として捉えることができよう。11/Dec/1379, CCR Richard II 1-340, 3RII m.28d.; 21/May/1381, CCR Richard II 1-523, 4RII m.4d.; 6/March/1383,

地方の各種司法職の授権書発令は、1389年から急激に増える。おそらく上級法廷弁護士となったためだろうが、そのほぼすべてでリキルとともに授権されているところからも、リキルの後押が大きな要因であったと推認できる¹⁷⁰。壮年期までのリキルのジェントリとしてのイングランド定着の強い引きとなったのは、地元の最大ジェントリだったコバム卿一族とのつながりもさることながら、おそらくそれを契機に知己となったマクナード、さらには法曹としての縁もあるブレンチェスリであり、リキルは法曹界での実力を背景に、中央裁判所法曹としてのブレンチェスリの栄達の引綱となったと推測される。おそらくリキルと同年配だったのだろう、リキルにわずかに先だって死亡している¹⁷¹。

(四) その他の関係者

上記(二)(三)で見たとおり、1382年以来リキルの家産形成のための不動産取得に共同不動産権者となってきたウィリアム・マクナードおよびウィリアム・ブレンチェスリは、おそらくリキルと同年配で、ほぼ同時期に世を去った。上記二(二)(1)の史料群では、1404年以来死後の家産継承のために各種の方策を講じていたリキルの最後の不動産権設定措置に、マクナードとブレンチェスリの共働が見られる。しかしリキルは、これら

CCR Richard II 2-296, 6RII PII m.10d.; 12/March/1383, CCR Richard II 2-289, 6RII PII m.14d.; 12/Nov/1385, CCR Richard II 3-106, 9RII m.30d. (2通)。中世イングランドの司法機構において身元保証が果たした役割および身元保証人の分布と作動機構の全般的考察は改めて別稿で扱いたい。

170 ブレンチェスリは上級法廷弁護士指名以前からリキルとともにケント州の治安判事に任命されていた。それ以後急激に各州の治安判事授権が増えるが、サリ州・サフォーク州などケント州の近隣州を除き、イングランド南部から西部にかけての州の治安判事および各種地方司法職授権書にはすべて、リキルとともに名が挙っている。注 134, 143 参照。

171 正確な死亡日付はわからない。最も早い物故情報は1407年4月25日付の未亡人への不動産権設定についての王の許可状である。おそらくブレンチェスリの生前の指示に従う未亡人への資産設定だろう。25/Apl/1407, CPR Henry IV 3-300, 8HIV PI m.3.

年来の友人に死後を託すことはできないとわかっていたはずである。

遺言である史料5には遺言執行人指定事項がないが、(1)の他の史料と照合していくと、リキルが、包括的遺言執行人指定事項の明記を必要としないほど綿密な個別財産権処分措置を講じていたことが読みとれる。しかし(2)(3)の史料群からは、リキル死後の不動産継承措置は、(1)とりわけ遺言書にあたる史料5が示すとおりにはならなかったことが判明する。

(2)の史料群を、リキルの逝去直前に、リキル自身の判断を踏まえて、その時点での状況を踏まえた修正を加えたものと読むことはおそらく可能だろう。しかし(3)の史料群は、(1)の史料5に明記されかつ(2)においても変更されなかったリキルの判断を覆す措置が、おそらく逝去後半年ほどの間に取られたことを示す。しかも(3)の変更を加えたうえで実際の遺産処分にあたったのは、(2)に登場するのとほぼ同じ人物群だった。

(2)(3)の史料群からは、リキル自身の意思による選定でリキル死後の不動産処分措置を託され、重要な変更も加えて実際の処分にあたった者たちとして、(1)でも名が挙がっていたウィリアム・スクレーンおよびウィリアム・チャージーと、(2)で登場するウィリアム・チェイン、ウィリアム・ポンダーおよびアラン・キントンが浮上してくる。(3)ではウィリアム・スクレーンとウィリアム・チャージーが、ウィリアム・リキルが遺言書で力説した禁止事項に明白に反する措置すなわち息ウィリアムへの不動産権設定者として登場する。

これらの人物は、おそらく個々の社会的地位にかかわる事情が多少異なると思われるものの、マクナードおよびブレンチェスリに比べると、概して情報が少ない。相当な情報があるのはスクレーンだけで、チャージーについての情報は少なく、ポンダーおよびキントンはこれらの史料以外に名が出てこない。チェインの場合は多少事情が異なる。同時期の南部イングランド各地に、おそらくジェントリと思われるウィリアム・チェインが複数いて、上記の史料からだけではその誰と同定することもできないのである。

ここでは(2)の史料内容とりわけ史料14～18から、ポンダーおよびキントンを、リキルが残した家産の現地の管理人すなわち差配人と推測しておく。こう推測する理由はつぎのようなものである。史料を丁寧に読めば、両名の機能が、リキルの指示に即した不動産権設定のための導管(トンネル)あるいは引渡代理人 *attornatus* に留まることがあきらかになる。この時代、契約済の不動産移転の執行代理人に指定されるのは、現地の不動産管理にあたっている人物、より正確に言うと実際の地代收受にあっていた差配人であることが多いように思われる。不動産移転の実態は収受地代收得者の変更に他ならず、したがってその現実化は、現地の地代收受者に、以後は自分でなく誰にそれを納入せよと指示するかちで行われることが最も順当な措置だったはずだと考えることに、さほどの困難はない。

ただしチェーンもそうだったとまでは判断しきれない。上記で触れたように、この時期の南イングランドには、ウィリアム・チェーンという名のジェントリが相当数存在した。代々ウィリアムを継承するチェーン家はいくつもある。氏名を手がかりに言及を洗い出し、そのうえで言及の時間的な幅、とりわけ死去への言及から推測される年齢や肩書、付記される社会生活上の拠点などの情報を動員して、本稿に登場する人物とはおそらく別人と推認できる‘ウィリアム・チェーン’を除外していくと、ヘンリー6世期に王座裁判所首席裁判官となるケント州出身らしいウィリアム・チェーンが残る可能性が出てくる¹⁷²。現地差配人とともに、実際の不動産移転措

172 DNB はウィリアム・リキルはロンドン市書記ジョン・チェーンと知己で、彼はリキルの長男ウィリアムの代父を務め、さらにその息がリキルの遺言執行人となったとするが、この記述の典拠は示されておらず、この記事には息の名もない。他方で DNB 自体王座裁判所首席裁判官となったチェーンの出自はわからないとしている。この場合は「候補が多すぎて特定できない」の意に理解すべきだろう。本文のとおりウィリアムを名乗る者を出すチェーンという家系が複数あるため、同定は付随情報に依存せざるをえないが、決定的な付随情報がない。1406年以降ケント州・サセックス州・ウィルトシャー等の地方官職授権書にブレンチェスリヤマクナードとともに登場してくる肩書なしのウィリアム・チェーンがおり(初出のみ:ウィルトシャーの治安判事職 27/Jan/1406, CPR Henry IV 3-499f, 7HIV PI, m.23d.; サセックス州の治安判事職 8/Feb/1406, CPR

置の見届人として法曹を配して、のちに当該移転の現実化をめぐる紛争が生じたときへの備えとした可能性も否定はできないと筆者は考える。ただし(2)からは、この可能性を直接支持する情報までは出てこない¹⁷³。

チャージーは後にスクレーンとのからみで、不動産権移転の他方当事者となっている、おそらくケント州のジェントリのチャージー一家の一族だろうという推測が成立つ程度だが¹⁷⁴、後述するとおりスクレーンは、リキルがそうだったように自分の代にはじめてケント州およびエセックス州に定着した新参ジェントリだったため、リキルの遺思に添う措置の地域社会

Henry IV 3-498, 7HIV PI, m.23d.; サセックス州・ケント州および五港都市の財務審問官授權書 28/June/1406, CPR Henry IV 3-155, 7HIV PI, m.8d.; カレー市からの重罪私訴にかかわる刑事巡回裁判官授權書 9/Nov/1406, CPR Henry IV 3-269, 8HIV PI m.24)、おなじく 1406 年から上級法廷弁護士の称号を持たないまま年書の法廷論議に名前が頻発するウィリアム・チェインがいる(1413 年ヒラリ期に上級法廷弁護士指名を受けるまで主に王座裁判所で 1406 年以降 23 件。これは本稿に登場する他のコモン・ロー法曹に比べ圧倒的な多数である。さらに、1408 年以降に、この時期のコモン・ロー法曹がしばしば担う機能となってきた仲裁人に指定された事例が 5 件ある 18/Apl/1408, CCR Henry IV 2-401, 9HIV m.6d.; 31Aug/1409, CCR Henry IV 2-529, 10HIV m.1d.; 29/Oct/1409, CCR Henry IV 3-56, 11HIV m.38d.; 17/Apl/1410, CCR Henry IV 3-96, 11HIV m.17d.; 17/July/1410, CCR Henry IV 3-149, 12HIV m.17.)。後者が後の王座裁判所首席裁判官の若い日の姿であることはほぼまちがいない。これらが同一人物であるとすれば、最晩年のリキルが、力量ある若い法曹としてウィリアム・チェインに着目し、移転執行の見届役として位置づけた可能性も皆無とは言えない。

173 裁判所記録集に綴込まれた非訟事件記録集、および封緘書状録裏面に登載される不動産移転文書に見られる、契約実行の代理人指定書を統計的に概観するかぎり、この種の代理人は 2 名指定するのが一般的で、3 名指定する事態は例外的だと言える程度である。

174 25/Oct/1407, CCR Henry IV 3-390, 9HIV m.13d.; 6/Feb/1408, CCR Henry IV 3-387, 9HIV m.15d.; 9/Feb/1408, CCR 3-392, 9HIV m.12d. いずれもジョン・チャージーから‘ウィリアム・スクレーン父’およびその法定相続人への財産権移転。これが上記リキルの財産権処分の一環としてスクレーンが受けることになっていた不動産権なのか、スクレーンが新たに取得した不動産なのか、この移転に先立ってなんらかの紛争があったのかは確認しきれなかった。この箇所の記載から、この時点でスクレーン家にはウィリアムという名の男性がふたりいて、おそらく父子だったことが推認できる。また王の書状録から、父の死後まで生残ったウィリアムという名の息もいたことがあきらかである。後出注 184。

への定着をより強固なものとする目的で、ケント州のジェントリー族であるチャージーが共働者に選ばれたものと推測している¹⁷⁵。

(五) ウィリアム・スクレーン履歴概略

以上のとおり、残る人物のうち多少なりとも情報が揃うのは、1389年に上級法廷弁護士になったことが確実なウィリアム・スクレーンだけになる¹⁷⁶。スクレーンについては、リキル同様にアイルランド出身で、イングランドに来ていずれかの法曹学院に所属してコモン・ロー法曹となった人物ということがわかっている¹⁷⁷。ただしリキルと異なり裁判官にはならなかった。ブレンチェスリ同様、コモン・ロー法曹ではあるがイングランド人名辞典に項目はない。ただしアイルランド人名辞典に項目がある¹⁷⁸。

175 ただし、チャージー家とスクレーン家の後代になってから、ヘンリー6世期の1433年以降に両者間に不動産紛争があったらしいことが、年書記事から推測できる。当事者はウィリアムの息トマスおよびその兄弟とエドマンド・チャージーなる人物だったようだが、このエドマンドと前注のジョンさらには上掲二(二)(2)の史料群のウィリアム・チャージーとの係累関係は不明である。Seipp 1433.015abr; 1433.026; 14336.040. 1444年の紛争の他方当事者名は不明で、1433年の紛争がいつまで続いたか確認することはできない。Seipp 1444.033.

176 1389年イースター開廷期、Seipp 1389.032am. この事案ではおそらく被告側訴答人で、リキルが原告側訴答人だった。

177 アイルランド人名辞典およびWikipedia (English). 次注参照。Wikipediaはスクレーンが1395年にアイルランド財務府首席バロン chief baron of Irish Exchequer を勤めたとするが、開封書状録によれば、スクレーンは同年10月にアイルランド総督のイングランドにおける包括的法務代理人となっており10/Aug/1395, CPR Richard II 5-638, 19RII PI m.9、また12月にミドルセクス州で城塞河川等補修維持官に任命されている10/Dec/1395, CPR Richard II 5-653, 19RII PI m.5d. この年にアイルランドに滞在していたと考えるのは無理がある。他方で、スクレーンと同じくリキルの女婿であったロンドン商人リチャード・ギルが1395年にアイルランドで財務府の次席チェンバレンを勤めたことが確認できる。後出注181, 182参照。王の書状録にはアイルランドに限らず財務府バロンの任免の記録がないため直接の確認は困難だが、名目上はアイルランド財務府首席バロンとなったスクレーンを現地で代理したのがギルであった可能性も残るように思われる。

178 Dictionary of Irish Biography from the earliest times to the year 2002, ed. by James McGuire and James Quinn, vol.8-993f., Cambridge UP 2009. ただし、おそらく Paul

王の書状録では 1416 年の治安判事授權書が最後の記載だが¹⁷⁹、年書では 1419 年が最後の言及である¹⁸⁰。

さらに、信頼度は項目によって異なるとはいえ、ウェブ百科事典 Wikipedia にもウィリアム・スクレーンの項目がある。その記載の細部はアイルランド人名辞典とは異なるのだが、いずれにせよ両方から、リキル家と婚姻関係を結んだという、王文書等からは出てこない情報が得られる。

Brand, 'An Irishman in Westminster Ha: William Skrene of Dundak, king's serjeant at aw 8c.1358-1420)' *Irish Jurist*, xxxi (1996) 255-65 に依拠しているこの項目では、スクレーンが上級法廷弁護士となった年を 1408 年 5 月という遅い時点に措定している。これは年書記事を史料として用いていないためだろう。王の書状録をたどるかぎりスクレーンが明確に上級法廷弁護士として言及されている最初の例が 1409 年 5 月であることは確かである 14/Mayt/1409, CCR Henry IV 3-503, 10HIV m.15d. (アイルランド人名辞典がこれを一年早い 1408 年 5 月とした理由はわからない)。ブランドは中世イングランドの法制度・法機構を扱ってきた研究者で、歴史研究者としては比較的例外的に、裁判所記録集その他のコモン・ロー司法制度関連文書をも史料として扱う姿勢はあるのだが、おそらく独学でこれら司法関連史料の活用を開発した研究者で、狭義のイングランド法制史学 Legal History の訓練までは経ていないため、年書の活用という発想までは持ち得なかったと推測できる。

179 王の書状録にウィリアム・スクレーンが出てくるのは、開封書状録の 1416 年 2 月 3 日のサセックス州の治安判事授權が最後で CPR Henry V 1-48, 3HV PI m.31d.、それ以降は、唐突と評するのが適切なほど完全に姿を消す。アイルランド人名辞典はこれを病気の故と推測するが、Wikipedia は理由までは述べていない。

180 年書からは、1414 年イースター開廷期までは恒常的に出廷していたらしいことがわかる。ただしこれ以降も、間欠的ながらおそらく死亡直前の 1419 年まで、上級法廷弁護士として活動していた可能性がある。Seipp 1417.001abr; 1419.007abr. 1417 年の事案ではアサイズ裁判官として言及されているので、過去にアサイズ裁判官として担当した事案にかかわる言及である可能性が高く、実際に法廷に出席していたかは確認できない。1419 年の事案の裁判の場は大法官府で開廷した王の評議会である。中世イングランドでは、コモン・ロー裁判所の閉廷時に、次期開廷期まで待つのは適切でない判断されたコモン・ロー裁判相当案件は、大法官府で開廷する王の評議会では処理することが通例だった。その開廷情報を得た年書筆記者が大法官府で傍聴しつつ年書記事を作成したのだろう。この年書記事では、スクレーンの名が別の出席者による言及として出てきたものとまでは確認できない。臨時に王の評議会での審議を要するような重大事件あるいは難事件に際して召集され、実際に出席していた可能性も残る。

アイルランド人名辞典はこの婚姻相手を裁判官ウィリアム・リキルの姉妹とするのだが、リキルについては親はおろか兄弟姉妹の情報がなく、家族の誰かとともにイングランドに渡ったという情報もない。さらに、各種史料への登場時期から推測すると、スクレーンはリキルの姉妹と婚姻するにはおそらく若すぎる。アイルランド人名辞典の記載の細部はかならずしも正確とはいえないところがあり、同名の息おそらく長男で後年ケント州に議会代表となったウィリアム・リキルの姉妹と混同した可能性も残る。直接の典拠は示されないものの、リキルの娘と婚姻したとの Wikipedia の記述のほうが説得力がある¹⁸¹。

王の書状録への登場後のきわめて迅速なイングランド南部ジェントリとしての定着も、リキルの女婿として得る義父の後盾を示唆する。さらに決定的なのは、王の書状録に明確にリキルの女婿との言及があるアイルランド出身のロンドン商人リチャード・ギル Richard Gylle¹⁸² の娘マーガレッ

181 ただし Wikipedia はこの娘の名をアリスとするのだが、上記史料 5 の遺言書にある継承財産設定の項目にアリスという名の娘は出てこない。綴りおよび発音で最も近いのは設定順位からして最年長かと思われるアグネスないしアニュスのものであるが、この齟齬を解決する決定的な判断材料は得られない。

182 イングランド人名辞典にもアイルランド人名辞典にも項目はないが、1397年に、人民訴訟裁判所裁判官ウィリアム・リキルの推薦により、その女婿リチャード・ギルが、アイルランド財務府の次席チェンバレンに任命されている。10/Feb/1397, CPR Richard II 6-24, 20RII PII, m.24. この人物は上記二(二)(1)史料 7-69 で権利放棄書を作成交付したりチャード・ギルと同一人物であると考えてまちがいないだろう。したがってギルの妻となったリキルの娘はマティルダすなわち史料 5 の家族継承財産設定に登場するモード(マティルダ)であると判明する。ギルについてはわずかながら王の書状録に記載がみられ、アイルランド出身でイングランド在住であること 8/July/1391, CPR Richard II 4-499, 15RII PII m.40、ロンドンの市民権をもつ商人として活動したことが判明する 6/Sept/1393, CCR Richard II 5-229, 17RII m.32d.; 10/July/1394, CPR Richard II 5-541, 18 RII m.34. 常時ロンドンに居住していたわけでもなく、アイルランドに赴いて王の財務府関係の役職も勤めたようで、8/May/1396, CPR Richard II 5-716, 19RII PII m.6 において、1395年にダブリンとドロエダの港湾で関税官、アイルランド財務府審議官およびアイルランド財務府の次席チェンバレンを勤めたことの確認を得ている。上記の 1397年の推挙はこの最後に挙っている職について、通常の給与を与えることを確認したものである。一旦離任して再任したもの

トが後にスクレーンの息子ウィリアムと婚姻したことで、おそらく若くして未亡人となったこの息子の妻に、スクレーンは手厚い不動産権設定を行っている¹⁸³。母同士が姉妹の従兄妹婚だったと推測してはばまちがいないだろう¹⁸⁴。

かどうかまでは判断できなかった。すくなくとも 1397 年以降しばらくはアイルランドに滞在したようで、イングランド在住の数名の人物のアイルランドでの法務代理人となっている 14/July/1397, CPR Richard II 6-174, 21RII PI m.30 (前アイルランドチェンバレンのウィリアム・ル・スクローブ); 10/June/1398, CPR Richard II 6-351, 21RII PIII m.10 (ロバート・フィッツ・ロバード: 詳細不明)。そのなかにウィリアム・スクレーンが含まれていたことは注目に値する 10/June/1398, CPR Richard II 6-335, 1RII PIII m.22. ヘンリー 4 世期以降の消息はわからない。

183 20/Nov/1409, CCR Henry IV 3-67, 11HIV m.31d. 一対の権利放棄確認書で、ウィリアム・スクレーン父の息ウィリアムの未亡人でリチャード・ジルの息女マーガレットが、エセックス州の所領に権利をもたないことを、ウィリアム・スクレーン父がケント州の所領に権利を持たないことを、相互に確認している。マーガレットは夫の権利もしくは相続期待権のうち、ケント州所領だけを保証されたのだろう。マーガレットの分と確認された権利の属性すなわち生涯権か相続可能つまり処分可能な財産権かまでは記されていない。

184 注 178 のアイルランド人名辞典も、スクレーンには父と同名のウィリアムという息がふたりいたとしている。ふたりめのウィリアムは、1417 年 5 月 24 日に‘老’ウィリアム・スクレーンおよび兄弟姉妹のトマス・マーガレット・ジョンとともに権利放棄確認書を取得している‘若’ウィリアムである。CCR Henry V 1-438, 5HVm.13d. 名前の記載順では他の兄弟姉妹より先になっているが、それは父である‘老’ウィリアムと対比するためで、出生順の列挙ではない可能性もある。おそらく、1419 年 10 月 12 日に、兄弟のひとりジョンと思われる人物から夫婦合有財産設定をうけている「若」ウィリアム・スクレーンと同一人物だろう CCR Henry V 2-54f. 7HV m.8d. 兄ウィリアムの死没のおそらく 10 年後には結婚しているから、兄の死後に誕生した可能性は低いが、兄ウィリアムの死後に「若」ウィリアムと呼ばれるようになった弟だった可能性はあるように思う。なお後者は‘若’ウィリアムの婚姻に際しての合有財産設定の可能性もある。上記のとおり 1417 年の文書でのジョンの順位はトマスの後だが、この時点ですくなくとも実質的なスクレーン家の家長はジョンになっていたのかもしれない。この私文書で言及されているウィリアムの妻アリスの父ジョン・ティレル John Tyrell は、その後もジョン・スクレーンおよび‘若’ウィリアム・スクレーンとともに、おそらく不動産取得行為をした記事がある。20/May/1422, CCR Henry V 2-258, 10HV m. 5d. (登載されている文書の法的属性は権利放棄確認書)。ティレルが、父ウィリアム没後のスクレーン家の後盾として位置づけられる存在だった可能性はあるだろう。なお、この文書ではジョ

王書状録および人名辞典から得られる情報は以上に留まるのだが、実は年書記事をたどると、スクレーンが義父の引きで法曹の地位を得ただけの人物ではなく、リキル没後のヘンリー 4 世治世後半期、実際には人民訴訟裁判所を主要な活動の場とする上級法廷弁護士の本頭格だったことがあきらかになる¹⁸⁵。この時期の年書記事からは、ウィリアム・スクレーンとリチャード・ノートン Richard Norton の法廷論議への言及数が傑出していることがあきらかになるのだが¹⁸⁶、リチャード・ノートンは、ヘンリー 5 世の王位継承と同時に、上級法廷弁護士から人民訴訟裁判所裁判官となり¹⁸⁷、わずか一月後に、ヘンリー 4 世期から引続き人民訴訟裁判所首席

ンが先に記載されていて、ジョンがウィリアムの兄だった可能性を示唆する。

185 年書によれば、1389 年以降 1414 年までの上級法廷弁護士としての言及は、1389 年 1 件、1390-1399 年のリチャード 2 世治世は年書が残っていないため不明、ヘンリー 4 世期には、1399 年ミクルマス開廷期のみ 6 件、1400 年 9 件、1401 年 27 件、1402 年 28 件、1404 年 3 件、1405 年 46 件、1406 年 43 件、1407 年 13 件、1408 年 8 件、1409 年 38 件、1410 年 84 件、1411 年 45 件、1412 年 21 件、1413 年イースター期まで 31 件、ヘンリー 5 世期には、1413 年 11 件、1414 年 10 件で、1414 年つまりヘンリー 5 世治世第 2 年のイースター開廷期を最後に、実質上法廷活動が停まったものと推測される。あとは前出注 180 のとおり、1417 年と 1419 年に 1 件ずつ言及があるのみとなる。年書の記名言及は、議会の発言記録と異なり、あくまでも年書筆記者がコモン・ローの討議として控える価値があると思った発言のメモだから、数はかなりの程度まで議論内容の重要性に対応していると考えて良い。他のコモン・ロー法曹、たとえばリキル自身と比較しても、1410 年の 85 件というのはそら怖ろしいほどの多数で、Seipp はウェブ総覧摘要であるため個々の発言内容の詳細までは確認しきれないが、相当な切れ者法曹であったことはまちがいない。次注のリチャード・ノートンの言及件数と比較。

186 年書によれば、上級法廷弁護士としての言及は、1401 年から 1413 年ヒラリ開廷期までとなる。1401 年 3 件、1402 年 9 件、1402 年 9 件、1405 年 12 件、1496 年 16 件、1407 年 7 件、1408 年 3 件、1409 年 27 件、1410 年 67 件、1411 年 41 件、1412 年 21 件、1413 年 26 件。裁判官としての発言の収録回数が訴答人である上級法廷弁護士よりも少なくなることがありうるため、1413 年イースター開廷期以降の発言回数についてスクレーンと比較することはできない。上級法廷弁護士となったのがスクレーンより 10 年以上後であることを考慮すれば、1409 年以降の言及数の上昇は注目に値するだろうが、それでも最大値はスクレーンに及ばない。

187 23/May/1413, CPR Henry V 1-3, 1HVPI m36. この箇所に記載されている開封書

裁判官を勤めていたウィリアム・サーニング William Thirning の後を襲って首席裁判官となった¹⁸⁸。それなりに著名な最低3名のの先輩裁判官をいわばごぼう抜きに、人民訴訟裁判所首席裁判官に任命されたことになるが、当時こうした抜擢人事は異例である¹⁸⁹。これと照合すると、スクレーンには実は、この人物とすくなくとも互角、年書記事からは一日の長があったかとさえ思われる、おそらくきわめて優秀なコモン・ロー法曹だったと

状は、王の裁判所の裁判官たちに「慣例どおりの給費 accustomed fee」を与えるものである。この時の氏名記載序列によれば、5月2日付で引続き人民訴訟裁判所首席裁判官に任命されたウィリアム・サーニング、おなじく引続き同裁判所裁判官に任命されたジョン・カルペパー John Colpeper、ジョン・コカイン John Cokayn、ロバート・ヒル Robert Hill [or Hull] に次ぐ5番目である。サーニングおよびノートン以外の3名の裁判官の経歴を年書記事から推定すると、カルペパーが上級法廷弁護士1399年、裁判官1406年、コカインが上級法廷弁護士1399年、上級法廷弁護士のまま財務府の首席バロンすなわち財務府裁判所首席裁判官1402年、裁判官1409年、ヒルが上級法廷弁護士1388年、裁判官1409年である。ノートンは上級法廷弁護士1401年、裁判官1413年であるから、これら3名が先任であったことはまちがいない。なお、財務府裁判所は、伝統的に裁判官に該当する職名を「バロン」と呼んだが、中世には、コモン・ロー法曹が配置されるのは首席バロンのみで、その他のバロンは財務府で業務経験を積んだ役人が宛てられた。

188 26/June/1413, CPR Henry V 1-16, 1HVPI m25. この箇所に記載されている開封書状は、王の裁判所の裁判官たちに「付加的給費 additional fee」を与えるものである。この時の氏名記載序列は、前注と同じく5月2日付の、ウィリアム・サーニング、ロバート・ハル [ヒル]、ジョン・コカイン、ジョン・カルペパーとなっているが、いずれにせよノートンは前注と同じ5月23日にこの「付加的給費」を与えられている。なお、すでにヘンリー4世期以前から、王の裁判所裁判官には、おそらく伝統的に固定されていた「慣例どおりの給費」に加えて「付加的給費」を与える慣行が定着していた。「慣例どおりの給費」には具体的支給額は記載されないが「付加的給費」にはそれぞれの支給額が明記されている。それによればこのときの首席裁判官の受給額は93ポンド6シリング8ペンス、その他の裁判官は110マークすなわち73ポンド6シリング8ペンスである。

189 前注に挙げた6月26日付の開封書状には、リチャード・ノートンに人民訴訟裁判所首席裁判官として93ポンド6シリング8ペンスの「付加的給費」を支給すると記載されている。前注および前々注から推して、ノートンはすくなくとも、すでに4世期に人民訴訟裁判所裁判官となっていた前注のハル、コカイン、カルペパーの3名の慣例的序列上位者を差置いて首席裁判官に任命されたと考えて良い。筆者の管見のかぎり、中世後期イングランドにおいてこのような劇的な「飛越任用」の例は他にない。

の推測が可能になる。そのスクレーンが、王の裁判所の裁判官とならなかった理由は不明である。しかしそのことは、本稿の主題であるウィリアム・リキルの家産形成とその継承のための措置とは直接関係がない。

人民訴訟裁判所裁判官ウィリアム・リキルは、みずからの死後の家産の行く末を託す筆頭遺言執行人としてスクレーンを位置づけた。スクレーンは、大筋のところはその遺思を実現しつつ、リキルが企画した理由不明ながらきわめて苛烈な長男の事実上の廃嫡措置を、死後一年足らずできれいに潜脱し、長男にもそれなりの家族継承財産を設定した¹⁹⁰。これはスクレーン独自の判断による措置あるいは遺言に違背する背信行為ではなく、おそらくはリキルの未亡人である妻の母つまり義母と、妻を含む義兄弟姉妹の希望に即した、家族の情愛を反映する措置だったと思われる。結果的に長男に割当てられた不動産はおそらく他の兄弟姉妹に比して大きなものではなかったが、いずれにせよ以後この措置を巡ってリキル家の構成員間でいさかいが起きた形跡はない。

ウィリアム・リキルの遺思に明確に背反する長男への財産割当が迅速かつ順調に可能となったのも、スクレーン自身がリキルの広義の「家族」だったからだろう。事実上絶対的に近い決定権を持つ遺言執行人として、きわめて優秀な法曹であるスクレーンを想定したウィリアム・リキルの措置は、リキル自身の意思を越えるかたちで、的確円満な家産継承に結実したと評して良いと思われる。

四 結び

五 以上本稿では、中世イングランドにおける非訟事件記録という、日本にかぎらずイギリスでもこれまでほとんど知られずそのため分析もされてこなかった史料を用いて、史料群としての紹介を兼ねつつ、ただし当該史料

190 前出二(二)(3)。

群およびそこに現れてくる史料の法的属性の理論的構造の類型的分析ではなく、そこに登載された一群の法務文書から読取れる、ある家族の家産設定を巡る具体的方策と、その実現に動員された協力者たちの相関図を描き出すことに力点を置いた。

時代を問わず、個々の法務行為は、もとより原則上一回的に完結するものとして扱って良いものである。すくなくとも中世後期イングランドに関するかぎり、行為当事者もそのことを理解していたのみならず、むしろそれを利用して、折々に必要な変更を加えて法務行為を置換えていた。つまり、時の経過に応じて財産権状態にいわば上書を反復し、そうすることで、たとえば所有権者の逝去などの不可避的な関係者構造の変動に対応する措置を講じていた。その際の個々の法律行為は、行為としてはソリッドに独立完結するものでありながら、法的拘束力を越えた社会的定着力をも確保すべく、慎重に選ばれた関係者への多様な役割の割振を動員する、きわめて人間的な行為でもあった。

本稿で描こうとしたのは、法学的に考察するときには敢えて個性を没却した記号で（日本では古来甲乙と表記され、現在では通常 XY と表記される、法的構成の骨子理解のための法学的思考法の常道である記号で）捉えられる直接の当事者は、実は、この種の構図に最低限必要な範囲でかろうじて登場を許される A なり B なりの記号しか与えられない第三者である周辺人物との間に、一回的完結性を越えた長期的で密接な人間関係があるのが一般的だという、法学的には失念されがちだが社会的には現在も良く知られている事態の、中世後期イングランドにおける事例にすぎない。

講壇的な法学ではこの社会関係性の没却がどうしても必要となる。それは事態の法的構造の骨子をあきらかにするための有効適切な手法である。週刊誌なりワイドニュースなり、最近ではウェブニュースなりそれらへの反応なりを見るまでもなく、この手法によるフィルタリング抜きに、どろどろごちゃごちゃの現実に目を奪われる社会的感性に立つ反応が、事態の基本構造の理解にとって適切でないどころかしばしば理解を歪曲させか

ねないことは、改めて言うを俟たない。しかし一件ごとの法的完結性を具備する法務情報を集積すれば社会の法的状態の全体像が浮上するかといえ、そうとばかりは言いきれないこともまた事実である。筆者は、ある事態の背景となる登場人物間の社会関係性の把握は、整理されない情報がしばしば断片的独立的にしか残存していない歴史的事態の再構成を試みる歴史研究者が、どれだけ強く銘記してもしすぎることはない、しかし往々にしてなおざりにされがちな重要事だと考える。

そもそも法務関係は、ある瞬間に当事者間にいきなり発生するものばかりではない。すくなくとも民事法務行為は、前提をなすそれなりの事実経過を踏まえたうえで、各時点での慎重な判断と合意のもとに決定されることが多い。突発事故の事後処理などはあるにもせよ、法務行為は隕石落下のごとき突然の天災ではない。生起してはじめてひとが巻込まれる、往々にして予測予想の困難な事態ではないのである。

理論的には当事者間の合意で成立するはずの民事法務が「後日の証拠」として文書化され、実際に当該文書が証拠として援用される場合、その法的構成に紛争の事実もしくは紛争の胚胎が見えがちであることは否定できない。しかし、現在の法務行為の最終目的が、実は仮想的な将来の紛争における勝利ではなく、むしろ危惧される将来の紛争の適切有効な回避にあることに思いを至せば、法理論的には通りすがりの他人でも足りるはずの「証人」を行あたりぱったりを選んで数を揃えるような人物は、到底慎重で信頼に足りると評するわけにはいかないという社会的感覚に、それなりの重要な根拠があることにも気づかざるを得ない。

法制史学にとって、法を法理から捉え整理し説明することはもとよりひとつの基本である。だがそれで当該の歴史社会における法務の全容を理解

できることにはならない。ひとが生きていること、できればよりよく生きたいと思っていることと法務とのかかわりを読解く副次的なルートとしては、法務行為の社会的背景をも視野に入れる感覚も不要とは言い切れないだろう。

法務文書は、その法的内容を、まずは法理論的に的確に把握したうえで、あるときは形式上の共同不動産権者として、あるときは不動産の属性変更のための導管として、その措置の事実上の安定化のために動員されたひとびとの人選をも加味して読解けば、当時の社会に生きたひとびとの姿を血が通うかたちで考察する手段となり得る。中世イングランド法史を理論から追っていくときに最初に見えてくる、複雑怪奇にも見える展開を遂げた多様な技法は、法廷論議における外観上オカルティックなまでの法律フランス語のやりとりから産出された秘術ではなく、法務行為当事者の意思をより永続的安定的に定着させるために、各時代の具体的場面にいたひとびとが編出した、社会的な人間関係を十分に動員し活用する方策だった可能性が、きわめて高いのである。

この可能性の一端を本稿がどこまで描けたか筆者には判断できない。後日譚を語るには情報が足りないのが当時の史料の限界ではあるが、リキルの長男と思われるウィリアムも、次男と思われるジョンも、その後ケントの議会代表となるなど、地域社会のジェントリとしての地位は父をしのぐとさえ言える状態になっていったことがわかっている程度である¹⁹¹。どうやらケント州のジェントリとして最も最後まで生存したのは、父ウィリアムの遺思とは異なり長男ウィリアムだったらしい。兄弟はいずれも男子を遺さず、息ウィリアム自身も娘を一人遺しただけだった。すなわち父ウィリアムの孫の代には、その遺産を引継ぐリキル姓の者はいなくなってしまった。しかし、歴史物語風に言えば、それらは「また別のお話」になる¹⁹²。

191 長男ウィリアム・リキルについて、*The History of Parliament: the House of Commons 1386-1421*, ed. J.S. Roskell, L. Clark, C. Rawcliffe., 1993, p. ; <http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1386-1421/member/rickhill-william-1385-1447>. 次男と思われるジョン以下の男子については、ジョン自身もケント州の議会代表となったことを除き詳細は不明である。

192 ジョンおよびトマスは男子を遺さず、ニコラスも嗣子なくして没したらしい。ニコラスの遺産の処理にはその時点でケント州の有力ジェントリだった長男ウィリアムがあたったようである。長女アグネスに割当てられた資産はスクレーン家に引継がれたはずだが、他の子女の系列のその後については、現時点

本稿が考察の素材として用いたのは、財産権の法的措定の再三にわたる確保措置を前提とするウィリアム・リキルの遺言とその一部の潜脱をめぐるやたらと物堅い法務文書である。考察では、人的関係を手がかりとするその「より柔らかな読み」を試みた。この試みが、15世紀初頭イングランド南東部に生きた、あるアイルランド系ジェントリ家族が法の鏡に映った姿を、友人姻族をも含めて情愛濃く結ばれた人間関係としても示し得ていれればと願う。

で情報が無い。気長に拾い続けていつか「また別のお話」ができればと願っている。